（理事の選任に関する議案）

第八十一条　理事が理事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

五　候補者と当該組合との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六　候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

（監事の選任に関する議案）

第八十二条　理事が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

六　候補者と当該組合との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

七　候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

（理事の報酬等に関する議案）

第八十五条　理事が理事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四十九条第一項（法第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第四十九条第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第八十九条　（略）

2　（略）

3　第七十六条第一項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、組合は、法第六十条の三第二項の承諾をした組合員の請求があった時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該組合員に対して、法第六十条の三の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4～6　（略）

（理事の選任に関する議案）

第八十一条　理事が理事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

（監事の選任に関する議案）

第八十二条　理事が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

（理事の報酬等に関する議案）

第八十五条　理事が理事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四十九条第一項（法第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第四十九条第一項において準用する会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三・四　（略）

2　（略）

（議決権行使書面）

第八十九条　（略）

2　（略）

（新設）

3～5　（略）